

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部中東第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：パレスチナ自治区（パレスチナ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ガザ地区及びヨルダン川西岸地区
- (3) 案件名：緊急復旧計画（The Programme for Emergency Recovery）

G/A 締結日：2025年2月17日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における復旧・復興及び開発の現状・課題及び本事業の位置付け
2023年10月7日に始まったガザ地区の武装組織ハマス等とイスラエルの衝突は長期化し、2025年1月19日に停戦合意が発効したものの、パレスチナ自治政府（以下、「PA」という。）保健庁によると、2025年1月下旬時点でガザ地区の死者は約4万7,200人、負傷者は約11万1,400人に上っている。また、国連人道問題調整事務所（OCHA）によると、ガザ地区の人口約220万人のうち、約190万人が避難を余儀なくされている。さらに、約50万人が壊滅的な飢餓状態に陥り、また、衛生環境の悪化により、25年ぶりにポリオの感染が確認される等ガザ地区の人道状況は極めて危機的となっている。

世界銀行（世銀）、国連、欧州連合（EU）によるガザ地区の被害状況アセスメント（Gaza Strip Interim Damage Assessment、2024年3月発表）によると、インフラの損失額は約185億ドルと想定され、これはヨルダン川西岸地区と合わせた2022年のパレスチナのGDPの97%に達する。また、ヨルダン川西岸地区においても、都市間移動の制限、イスラエルへの出稼ぎ労働者のビザ不許可、イスラエルからの税還付金差止め等により、パレスチナ経済の悪化が深刻であり、PAは財政難に陥っている。

一方、ガザ地区において悪化する人道危機に緊急的に対処する必要性や、パレスチナとイスラエルの双方が平和、安全及び相互の承認の下に共存することを想定した二国家解決の重要性がG7サミット等多くの場で強調されている。PAは2024年5月にガザ地区の「Gaza Relief and Early Recovery Plan」を発表しており、被害状況アセスメントの結果や国際社会の支援動向も踏まえながら、同計画は更新される見込みである。「緊急復旧計画」（以下、「本事業」という。）は、PA及び国際社会と連携し、以下①～③に示すパレスチナの緊急復旧・復興に資する優先度の高い課題に取り組むものである。

① 復旧・復興に向けた基盤整備

PA及び国連開発計画（UNDP）によると、ガザ地区全域の人口密集地域やその付近には58万4,000トンの廃棄物（生活ごみ、感染性廃棄物等）が堆

積しており、ポリオ等の感染症や皮膚病のまん延等極めて深刻な健康被害や環境汚染の要因となっている。これらの廃棄物を収集し、簡易処分場等に輸送する必要があるが、ガザ地区内の廃棄物収集車両の約80%が完全に破壊、若しくは部分的に破壊されており、現在稼働している車両も老朽化が進み、適切な廃棄物処理が実施できていない。このため、本事業では、廃棄物の収集・運搬及び埋立に係る資機材等を整備することを通じて、ガザ地区の人々の安全・安心な生活を保障するとともに、生活基盤や都市機能、農業、漁業などあらゆる産業及び公共サービスの復旧・復興を推進するための前提となる廃棄物の除去・処理に取り組む。

② 人々の生活再建

ガザ地区における衝突による保健セクターへの被害は深刻であり、被害状況アセスメントによると被害規模は5.5億ドル相当と試算されている。OCHAによると、ガザ地区の36病院のうち19病院が機能しておらず、プライマリ・ヘルス・ケア施設の6割超が機能を停止、1,000人超の医療従事者が死亡している。また、ドナーが参加する保健クラスター会合によると、機能している病院においても、あらゆる医療物資（診断・検査・治療機器、医薬品等）の不足が指摘されており、とりわけ、外科手術用資機材、緊急産科・新生児ケア関連の機材等が不足している。ガザ地区では前述のとおり11万人を超える負傷者が発生。毎月約5,500人の女性が出産し、そのうち15%（825人／月）が適切な医療サービスを受けられず、合併症で死亡するリスクを抱えているという。また、ヨルダン川西岸地区においてもガザ地区の衝突以降、治安情勢の悪化による負傷者の増加、検問所の増設や幹線道路の封鎖により難民キャンプ等の一部地域では医療サービスに人々がアクセスできない状況が発生している。係る状況の中、ガザ地区、ヨルダン川西岸地区共に、人々の生活再建に必要な医療サービスの回復・改善が喫緊の課題となっており、本事業を通じて医療資機材の整備を行う。

③ 行政サービスの強化

パレスチナ水利庁（Palestinian Water Authority。以下「PWA」という。）は、ガザ地区及びヨルダン川西岸地区双方において、水資源及び上下水道を管轄している。PWAによると、ガザ地区の上下水道施設の50%以上が完全に破壊されているか深刻な損害を受けており、数か月間にわたり、ガザ地区の1人あたり水消費量はわずか3リットル／日で、安全な水にアクセスできないことから感染症のまん延につながっている。また、ヨルダン川西岸地区においても、治安状況の悪化により上下水道管網が破壊される等の被害が発生しているが、PAの財政難により十分な修復がなされていない。本事業は、PWAと連携し、ガザ地区及びヨルダン川西岸地区双方の破壊された上下水道イン

フラ復旧・復興に資する資機材を供与し、行政サービスの質を向上させる。

また、本事業は車両の更新により運輸交通分野の気候変動の影響に対応するという、パリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

（２）パレスチナ復旧・復興に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

ガザ地区での衝突発生後、国際社会がパレスチナへの緊急人道支援等を実施する中、我が国もパレスチナへの支援を実施している。日本政府は 2023 年 10 月に 1,000 万ドル、同年 11 月に 6,500 万ドル、2024 年 2 月に 3,200 万ドルの緊急無償資金協力等にコミットしており、2024 年 6 月の G7 サミットにおいて岸田総理（当時）は、PA 改革、ガザ地区の復興、二国家解決に向けたプロセスの促進などについて日本として積極的に関与していく用意がある旨述べている。

また、対パレスチナ自治区国別開発協力量針（2017 年 9 月）において、重点分野「人間の安全保障に基づく民生の安定と向上」及び「財政基盤の強化と行政の質の向上」の一環として、紛争被災者や社会的弱者（特にガザ地区）への緊急人道支援に加え、人間の安全保障の観点から、上下水道等インフラ、保健等の分野における基礎生活の基盤整備を行うこと、廃棄物管理等を通じて行政サービスの質の向上を支援することが定められている。さらに、対パレスチナ自治区 JICA 国別分析ペーパー（2016 年 3 月）では、和平への動きをより確実なものとするため上下水道、保健などの基礎生活基盤の整備を支援し、社会的弱者への支援にも取り組むこと、行政サービスが効率的・効果的に実行されるよう行財政能力向上を支援することが必要とされており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

また、本事業は、廃棄物の除去・処理、医療サービスの回復・改善、安全な水へのアクセスの確保に資するものであり、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール 16「平和と公正をすべての人に」に寄与すると考えられる。

（３）他の援助機関の対応

米国、欧州連合（EU）を中心とした多くのドナー各国及び国際機関・国連機関・国際 NGO 等の国際社会全体がパレスチナに対する緊急人道支援、復旧・復興支援を継続的に実施している。これまでに、PA の他、国連機関等のパートナーと意見交換を行っており、各援助機関の対応状況を情報収集している。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、ガザ地区及びヨルダン川西岸地区において、緊急復旧に必要な資機材等を調達することにより、復旧・復興に向けた基盤整備、人々の生活再建、行政サービスの強化を図り、もってパレスチナの緊急復旧・復興に寄与するもの。

② 事業内容

1) 施設、機材等の内容

【機材】廃棄物収集・運搬・埋立用資機材、医療関連資機材、水供給・下水処理関連資機材、関連装備品等

※資機材等の内容は先方のニーズ及びイスラエル政府からの搬入許可取得状況等に応じて変更の可能性あり。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

なし

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PA 機関、PA 関連機関・施設、自治体等

最終受益者：パレスチナの人々（人口約 548 万人）

(2) 総事業費

総事業費 1,850.02 百万円（概算協力額（日本側）：1,850.02 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2025 年 2 月～2027 年 1 月を予定（計 24 か月）、治安情勢により変動する可能性あり。

(4) 事業実施体制

1) 事業実施機関：

パレスチナ計画・国際協力庁（Ministry of Planning and International Cooperation、以下「MOPIC」という。）が日本政府、JICA 及び調達代理機関とともに案件全体の監理を行いつつ、関係省庁等（パレスチナ地方自治庁（Ministry of Local Government、以下「MOLG」という。）、自治体、広域行政カウンスル（Joint Service Council、以下「JSC」という。）、パレスチナ保健庁（Ministry of Health、以下「MOH」という。）、PWA 等）の緊急ニーズに即した資機材リストを JICA 及び調達代理機関と検討の上確定し、調達を行う。

2) 運営・維持管理機関：

前述の関係省庁等が供与される資機材の運営・維持管理を行う。ガザ地区においては、治安情勢に上記関係省庁等の活動が影響を受けることも想定されることから、関係省庁や JICA 等が活動状況を随時確認するとともに、困難な状況にある場合には、関係省庁等が機材の維持管理やモニタリングを国

際機関と連携して行う。

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

下記の基礎情報収集・確認調査において、本事業の支援内容に係る詳細情報の収集、評価指標の設定等を行う。

- ・ 対パレスチナ支援検討のためのロジスティクスに係る情報収集・確認調査フェーズ1（2023年11月～2024年3月）、同フェーズ2（2024年2月～）、同フェーズ3（実施予定）

2) 他援助機関等の援助活動

米国、EUを中心とした多くのドナー各国及び国際機関・国連機関・国際NGO等の国際社会全体がパレスチナに対する緊急人道支援、復旧・復興支援を継続的に実施している。本事業の検討・実施に際して得られる知見や教訓及び、実施上の留意点については、ドナー会合やクラスター会合等の機会を通じて積極的に他ドナー等に共有し、他ドナーの知見も獲得できるようにする。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ その他・モニタリング：該当なし

(7) 横断的事項：特になし

(8) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容／分類理由>

本事業ではPA関係省庁との協議等を通じてニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の計画や指標等の設定に至らなかったため。ただし、先方ニーズに応じて事業内容に変更が生じジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する取組が計画・合意される場合は、ジェンダー分類を見直すこととする。

(9) その他特記事項：

事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築に加え、パレスチナ情勢は非常に流動的であるため、本事業の実施に係るJICA関係者（邦人）のガザ地区入域を基本的に想定しない事業計画とする。ローカル人材の活用が想定される場合、特にガザ地区内での活動については、必要な安全情報などの提

供を行うなど安全確保に努めることとする。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2024年11月までの実績値等)	目標値(2030年) 【事業完成3年後】
北ガザ JSC 及び南ガザ JSC による廃棄物収集・運搬総量 (トン/日)	※確認予定	※確認予定
本事業により資機材を整備した医療施設で医療サービスを受けた人々 (人/年)	0	※確認予定
本事業によりインフラ (上下水道) が改善された箇所及び総延長 (箇所、km)	0	※確認予定

※流動的な治安情勢を踏まえ、目標値が未記載となっているが、今後、調査等にて確認後に設定予定。JSC についても調査等を通じて活動状況を随時確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 調達資機材の持続的な活用による、自治体、JSC の効果的かつ効率的な廃棄物処理能力の強化
- ・ 保健医療施設におけるより安全な医療サービス提供及び緊急症例対応能力の強化
- ・ 安全な水へのアクセス改善による感染症の減少や対象地域の生活環境の改善

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件

- ・ ガザ地区への資機材搬入に係るイスラエル政府の方針が大幅に変更しない。
- ・ 治安情勢が急激に悪化しない。
- ・ 武力衝突やインフレの影響により、資機材費等が急激に高騰しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

アゼルバイジャン向け無償資金協力「バクー市緊急医療機材整備計画」（評価年度 2014 年）やインド向け無償資金協力「サー・ジェイ・ジェイ病院及びカマ・アンド・アルブレス母子病院医療機材整備計画」（評価年度 2009 年）を含む過去の無償資金協力による類似の機材整備案件の事後評価等において、機材の持続的活用を確保するため、必要な予算配分を含む機材保守管理体制を確認する重要性や調達機材の交換部品の調達可能性を確認する必要性が指摘されている。本事業では、関係省庁の保守管理体制の状況把握と課題確認を行い、事業実施段階においても継続的に関係先と協議するとともに、機材の故障に対し、現地及び近隣国における代理店や取扱い業者による保守管理の有無やその費用について確認する。また本事業は、厳しい治安状況下であり、かつ、情勢が流動的な状況で実施される可能性が高く、情勢の変化に応じた柔軟かつ迅速な対応が行える体制を構築する。事業実施段階においても、JICA パレスチナ事務所や中東・欧州部及び調達代理機関等が PA 関係省庁、イスラエル政府と綿密なコミュニケーションをとる体制を整える他、同様の機材調達・搬入を行う国際機関や他ドナー、国際 NGO 等とも常に連携し、情報収集を行う。

7. 評価結果

本事業は、パレスチナの緊急的な人道も含む開発課題に対する方針、並びに国際社会全体、我が国及び JICA の協力方向性に合致し、緊急復旧の推進を通じて復旧・復興に資するものであり、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール 16「平和と公正をすべての人に」貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 3 年後 事後評価

以 上

別添資料「緊急復旧計画」地図

別添

緊急復旧計画 地図



Map No. 4102 Rev. 5 UNITED NATIONS
November 2011

Department of Field Support
Cartographic Section

出典 : United Nations (<https://www.un.org/geospatial/content/middle-east>)